平成２１年（フ）第５７７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1314番地23
債務者　古賀　一美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
佐賀県佐賀市日の出１丁目15番20号
債務者　中村千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目10番８号
債務者　徳川由希子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目151番地
債務者　大塚久美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
大分県津久見市徳浦宮町４番４号
債務者　森崎　和子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第９６号
大分県日田市大字鶴河内5174番地
債務者　矢野　由香
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第４８０号
宮崎市田野町乙7221番地20
債務者　松山　　愛
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６８号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町25番１―805号
債務者　松元美和子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１９号
鹿児島県鹿児島市薬師１丁目５番７号チェリーハウス302号
債務者　中野ますみ
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９６号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘１丁目38番14号
債務者　福田　　緑
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市石谷町1751番地10
債務者　山下絵理香
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８号
鹿児島県西之表市西之表9705番地11
債務者　大﨑　伸代
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
鹿児島県霧島市隼人町内401番地　リバーサイド106号室
債務者　濵田　慶子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目５番25号
債務者　米永　光子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
鹿児島県阿久根市赤瀬川3646番地
債務者　水元　寿樹
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1420番地２
債務者　楮山　英紀
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
鹿児島県出水市高尾野町大久保1653番地３
債務者　塚元　真弓（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町13番８号母合橋マンション103
債務者　森田　健一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係